

# 第10次御浜町交通安全計画

平成28年度～平成32年度

御浜町交通安全対策会議

## はじめに

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、御浜町交通安全対策協議会では、交通安全対策基本法に基づき三重県等の関係地方行政機関、関係民間団体等と一体となって諸般にわたる交通安全対策を強力に実施してきたが、運転免許の取得人口や車両台数の増加に伴う「くるま社会」の量的・質的变化に加え、高齢化の進展や交通マナーの低下などにより、交通事故の多発化などますます厳しい情勢となっている。

当町では、県と連携しながら交通安全協会や交通安全母の会等関係機関の協力のもとに種々の施策の推進を図っているところであるが、交通事故防止については信号やカーブミラー等の安全施設の充実はもとより、町民個々の安全意識の高揚と事故防止への積極的な協力を得なければ目的達成は困難である。

そのため、引き続き人命尊重理念のもと「安全で安心して暮らせるまち」の実現に向けて、安全教育の充実等交通安全対策全般にわたり総合的かつ長期的な視野に立って施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を従来にもまして強力に推進していくこととする。

この交通安全計画は、このような観点で平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき御浜町における交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

# 目 次

計画の基本理念	3
第1章 道路交通安全	6
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	7
第2節 道路交通安全についての目標	7
1 道路交通事故の現状と今後の見通し	7
(1) 道路交通事故の状況	7
(2) 道路交通を取り巻く状況の展望及び見通し	8
2 本計画における目標	9
第3節 交通安全対策の今後の方向	9
第4節 交通安全計画における目標	10
第2章 道路交通安全についての対策	10
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	10
第2節 講じようとする施策	11
1 道路交通環境の整備	11
(1) 交通安全施設等の整備	11
(2) 災害に備えた道路交通環境の整備	12
(3) その他の道路交通環境の整備	12
2 交通安全意識の普及徹底	14
(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進	14
(2) 交通安全運動の推進	17
(3) 交通安全に関する広報の推進	19
(4) 交通安全に関する交通安全団体等の主体的活動の推進	19
3 被害者の救済対策	20
参考資料～御浜町の交通事故発生状況～	22

# 計画の基本理念

## 1 交通事故のない社会を目指して

本格的な人口減少と超高齢社会が到来しています。真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として町民一人ひとりが住みなれた地域で安全と安心を感じながら暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、交通安全の確保は安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会をめざさなければならぬ。また、交通事故を起こさないという誓いの下、悲惨な交通事故の根絶に向けてあらゆる安全対策を講ずることが必要であると考えます。

## 2 人優先の交通安全思想

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に対して配慮や思いやりの気持ちを持ち、安全を一層確保することが必要となります。このように「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。

## 3 「人」「交通機関」「交通環境」の三要素

本計画においては、交通社会を構成する「人」、「交通機関」及びそれらが活動する場としての「交通環境」の3つの要素について、それら相互の関係を考慮しながら適正かつ効果的な施策を総合的に検討し、町民の理解と協力の下推進する。

## (1) 人に係る安全対策

自動車等の安全運転を確保するため、運転する人の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、運転の管理の改善等を図り、かつ歩行者等の安全な移動を確保するため、交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識をもつことが極めて重要であることから、安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

## (2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結びつかないように、各交通機関の社会的機能や特性を活かし、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに必要な検査等を実施し得る体制を促進する。

## (3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実等を図るとともに、人優先の考えの下、人自身の移動空間と自動車等の交通機関との分離を図るなどにより、全体的に人にとって安全で快適な交通環境の形成を図る。

なお、これらの施策を推進する際には、高齢社会の到来や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行う。

## 4 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した場合には負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実を図ることが重要である。

## 5 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、町、関係機関、民間団体等が連携の下に、それぞれが責任を担いつつ施策を推進するとともに、町民の主体的な交通安全活動を促進することが重要であるから地域の特性に応じた町民参加・協働型の交通安全活動を推進する。

# 第1章 道路交通安全の安全

## 1. 道路交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- 交通事故死者数ゼロに一層取り組むとともに、事故そのものの減少についても積極的に取り組んでいく。

## 2. 道路交通安全についての目標

- 交通事故死者数(24時間死者数)を、平成32年までに0人にする。
- 交通事故死傷者数を、平成32年までに40人以下にする。

## 3. 道路交通安全についての対策

- 《視点》
- ①高齢者及び子どもの安全確保
  - ②歩行者及び自転車の安全確保
  - ③生活道路における安全確保
  - ④地域ぐるみの交通安全対策の推進

### 《講じようとする施策》

- ①道路交通環境の整備
- ②交通安全思想の普及徹底
- ③安全運転の確保
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦交通事故被害者支援の推進

## 第1節 道路交通事故のない社会を目指して

安全で安心な社会を実現させ、高齢者・障がい者等を含む全ての人々が、相互理解と思いやりを持って行動する交通社会の形成を図ることが必要である。本計画では人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。

そのためには今後とも、交通事故死者ゼロに一層取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少や負傷者数の減少にも積極的に取り組んでいく必要がある。

家庭、地域、学校、職場、団体、企業、行政等が役割分担をしながら、その連携を強化し、また住民が交通安全に関する各種活動に対して、その計画・実行・評価の各場面において様々な形で参加し、協同していくことが重要である。さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防災や防犯と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

## 第2節 道路交通の安全についての目標

### 1 道路交通事故の現状と今後の見通し

#### (1) 道路交通事故の状況

当町は、三重県の南端にあって、東は黒潮の熊野灘に面し、北から西にかけて熊野市、南は紀宝町に隣接している。

平成27年国勢調査による人口は、8,741人と、平成22年に比べ635人減となっている。主要幹線道路としては、海岸部を南北に国道42号が走り、山間部には国道311号、県道鶉殿熊野線（オレンジロード）が走っており、これらに連絡する主要道として、県道3路線が走っている。

平成27年の総事故件数は196件発生しており、そのうち約2割が人身事故である。最近5年間での死亡事故は4件発生（4人死亡）している。



交通事故の発生場所を見ると、国道42号沿いでの事故が多くなっている。また、事故の形態別では追突事故が最も多く、前方不注視や動静不注視（相手の動きをよく見ていない）などがその原因に挙げられる。

近年の死亡事故の特徴は、全国的に高齢者の交通事故死者数が増加していることである。これは、高齢化の進行により、死亡事故の当事者となる高齢者及び高齢運転免許保持者が増加していることが原因として挙げられる。また、飲酒絡みの事故は減少しているものの依然として後を絶たず、今後、更に飲酒運転を根絶しようという意識を社会的に高めていく必要がある。

このような実態に応じた交通安全対策をこれまで以上に積極的に推進していく必要がある。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人身事故件数	34件	22件	32件	26件	34件
死者数	0件	0件	1件	3件	0件
死傷者数	41件	31件	39件	47件	58件

## （2）道路交通を取り巻く状況の展望及び見通し

今後、熊野尾鷲道路の延伸等により交通アクセスの利便性が高まることから、さらなる御浜町の交通量の増加が見込まれる。また、高齢化の更なる進行により、高齢者の運転免許証保有者の割合が増加するとともに、高齢運転者が加害者となる交通事故の増加も見込まれる。

これら自動車交通量の増加や高齢者が関わる事故の増加が、この地域の道路交通に大きな影響を与えるものとする。

## 2 本計画における目標

**【数値目標】**            交通事故死者数            0人  
                                 交通事故死傷者数    40人以下

本計画における最優先の目標は交通事故死者数ゼロの継続であり、今後はさらに、事故そのものの減少や死傷者の減少にも一層積極的に取り組みます。

第9次御浜町交通安全計画期間内の平成23年から平成27年の年平均交通事故死傷者数が43.2人であるため、交通事故死傷者数を40人以下とすることを目指します。

### **第3節 交通安全対策の今後の方向**

今日、自動車の利用は日常生活において不可欠なものとなっており、今後も運転免許保有者数、車両保有台数共に、増加することが見込まれる。

今後の交通安全対策を考えるにあたっては、人命尊重の理念をもとに、安全で快適な交通社会を実現することを目標に、歩行者、自転車利用者、高齢者、子ども、身体障がい者等の交通弱者が安心して通行でき、かつ、安全で円滑な自動車交通を確保するための道路交通環境の確立、交通道德に基づいた交通安全意識の高揚を図ることとする。また、高齢化社会や身体障がい者等の交通弱者に対しては、交通バリアフリー化を推進する。

また、近年の交通事故は、運転者の交通ルールの無視による事故や飲酒運転による事故が大きな問題として取り上げられており、交通安全教育の重要性が改めて問われている。今後、年齢段階及び地域に即した交通安全教育・講習等の開催や交通安全広報啓発の充実を図り、交通事故件数の減少を目指す。

## **第4節 交通安全計画における目標**

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、町民を交通事故の脅威から守ることが目標であり、本計画における最優先の目標は死者数の絶無である。今後はさらに、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組んでいく。

## **第2章 道路交通の安全についての対策**

### **第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点**

近年、道路交通事故による死者数が減少していることを考えると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられる。

一方で、高齢者人口の増加等により、交通事故死者数の減少幅は縮小傾向にある。また、近年、安全確認、脇見運転、動静不注視等の安全運転義務違反に起因する死亡事故が依然として多く、相対的にその割合は高くなっている。スマートフォン等の普及に伴い歩行中や自転車乗車中の操作による危険性も指摘されている。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応すべく、実際に発生した交通事故に関する情報の収集・分析を充実し、死者数の絶無に向け、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

## 第2節 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

#### (1) 交通安全施設等の整備

道路交通安全施設の整備については、事故発生の現況を分析・検討し、事故多発地点、通学路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、安全、円滑、快適な道路交通の確保を図るため、各種交通安全施設の整備を推進する。

#### 1) 信号機の整備

交通事故の多発している交差点及び交通事故が多発する危険性の高い場所については、道路改良等を含め信号機の設置を関係機関に要請する。

#### 2) 道路標識の整備

宅地開発や町道等の新設、改良等により、道路の構造及び機能と交通量が変化しつつある中で、既設の標識との計画的、効果的な整合性に留意しつつ標識の設置を図るとともに、視線誘導標識、規制、警戒標識等の設置については、関係機関に要請する。

#### 3) 道路標示の整備

道路改良工事等により、既設の表示が不明瞭になった箇所については、補修を強化し、横断歩道及び歩行者路側帯の表示については、学校、保育所への通学、通園時の安全を確保することに重点を置き関係機関に要請する。

#### 4) 防護柵の整備

歩行者、自転車利用者の安全を確保するため、危険箇所等については関係機関等と協議しながら、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵を整備する。

#### 5) 道路反射鏡の整備

町道、農道等の見通しの悪いカーブ路、交差点については交通安全対策協議会ならびに関係団体と協議し、道路反射鏡（カーブミラー）等の整備をすすめる。

### (2) 災害に備えた道路交通環境の整備

地震、津波、豪雨等の災害が発生した場合、迅速な避難を行うための避難路の整備等を推進するとともに、地域の孤立化を解消するための道路整備も推進する。

大規模災害発生時においては、被災地の救援活動や物資輸送等に緊急車両通行のための道路の確保に努める。また、被災地への車両の流入抑制等を迅速かつ的確に行うため、関係機関と連携した対応を実施する。道路の被災情報や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、規制や迂回指示等の防災行政無線等を活用し、積極的に広報を実施する。

### (3) その他の道路交通環境の整備

#### 1) 駐車対策の推進

幹線道路、町内における違法駐車車両をなくすため、住民の意識高揚を図り、道路交通の安全に努める。

## 2) 大型車両等の通行についての指導

大型車両等による交通事故を防止し、併せて道路構造の保全を図るため、道路交通法及び車両制限令に違反して通行する車両、または建設工事等の施工に伴う土砂、工事用資材等を過積載による違法行為で運搬するダンプやトラックに対し、関係機関との密接な連携を取りながら、強力かつ効果的な指導を実施する。

## 3) 高齢者、身体障がい者に対する施設整備

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、交通バリアフリー法に基づき、歩道への視覚障がい者用点字ブロックの設置、段差のスロープ化、路面の整備等を実施し、公共交通機関等のバリアフリー化を推進する。

## 4) 不法占用等の防止対策の推進

道路交通の妨害となる不法占用物件については、指導等によりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を積極的に行う。

## 5) 子どもの遊び場の確保

子どもの遊び場不足の解消並びに、路上遊戯等による交通事故の防止と住みよい環境作りを図るため、子どもの遊び場として小学校の校庭及び保育所・園の園庭の開放を促進する。

## 2 交通安全意識の普及徹底

### (1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚しながら交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重すると共に、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。

今後ますます多様化する交通社会の中で、交通安全意識と交通マナーを身に付けるためには、家庭、学校、地域、職場等の教育機能を領域別に、幼児から高齢者に至るまで段階に応じた交通安全教育に努めるほか、家庭、学校、地域、職場等の相互の連携・協力により、交通安全教育の効果的な推進を図ることが必要である。

#### 1) 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させることを目標とする。

保育所・園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、紙芝居や腹話術、視聴覚教材等を利用したり、具体的場面を設定したりするなど、分かりやすい指導を行うことで、幼児自身が事故から身を守る能力を体得させることにより、危険から幼児を保護する。

## 2) 児童、生徒等に対する交通安全教育

小学生、中学生、高校生においては、それぞれの心身の発達の段階や地域の実情に応じ、安全に行動できる実践的な態度や能力を養うことを目的とする。

学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、学習指導要領に基づき、関連教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努める。

### ア 小学校における交通安全教育の推進

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を推進する。

### イ 中学校における交通安全教育の推進

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教室を推進する。

### ウ 高等学校における交通安全教育の推進

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責



任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許証等を習得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を推進する。

### **3) 成人に対する交通安全教育の推進**

民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルト、チャイルドシート、ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結する恐れの高い悪質かつ危険な運転や違法駐車等の防止等を中心に自発的な安全行動を促す社会的責任の自覚を醸成する。地域においては、チャイルドシート推奨運動等の各種交通安全活動に対して、積極的な指導と協力を行い、それらの活動を通じて交通安全意識の高揚、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付ける。

### **4) 高齢者に対する交通安全教育の推進**

高齢化社会の到来とともに、高齢者の交通事故が増加傾向にあり、今後ますます増加が予想される。とりわけ、歩行中あるいは自転車利用中の事故が多いことから、老人クラブ等を対象に交通安全に関する講座を取り入れ、身体特性や行動特性に応じた安全行動能力を高めるための教育を推進する。また、高齢者が夜間に外出する際は、反射材、懐中電灯を携行するよう推進し、反射材などの交通安全用品の普及に努めると共に、高齢者教育については、関係機関と連携・協力して正しい交通ルールとマナーを呼びかける。

## (2) 交通安全運動の推進

人命尊重の立場から全ての町民に交通安全意識の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない住み良いまちを築くため、国、県、及び関係機関、団体等との協力のもと、交通安全運動を組織的・継続的に展開し、町民総ぐるみで交通安全運動を推進する。

交通安全運動の重点事項としては、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等を設定する。また、交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、住民参加型の交通安全運動の充実、発展を図る。

### 1) 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させ、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

### 2) 後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシート着用の徹底

シートベルトの着用効果や必要性及び正しい着用方法についてを町民に理解させ、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の実践・習慣づけの徹底を図る。また、チャイルドシートの使用効果や必要性及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、保育所（園）、

認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。

### 3) 夜間（特に薄暮時）における交通事故防止

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止の効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体等を活用して積極的な啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について交通安全教育等で理解を深めさせる。

反射材の普及に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢層を対象とし、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

### 4) 飲酒運転防止対策

町及び関係機関・団体と連携・協力を図り、飲酒運転根絶のため効果的な広報啓発活動やハンドルキーパー運動等を通して、飲酒運転の危険性、責任の重大性を再認識させる。また、毎年12月1日にある「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」や「飲酒運転0をめざすキャンペーン」などにより、町民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着のため啓発活動を推進する。

### 5) 高齢者の交通事故防止

三重県では、65歳以上の高齢者の死者数が高水準で推移しており、交通事故死者の約5割を占めている。また、高齢者の自動車運転中の死者数が増加傾向にある。これは社会の高齢化の進展により、死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口及び高齢運転免許保持者数が増加していることである。

御浜町でも過去5年間で起きた交通死亡事故4件のうち4件が高齢者の死亡事故である。高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、高齢運転者標識（高齢者マーク）の積極的な普及・活用を図るとともに、他の年齢層にも、「とっさの判断や行動が遅れがちになる」、「危険の発見や回避が遅れがちになる」、「周囲の交通状況に対応した行動がとりにくくなる」といった高齢者の特性を理解させるよう努める。

### （3）交通安全に関する広報の推進

町民一人ひとりに交通安全に対する関心と意識を高め正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、関係団体との密接な連携のもとに家庭、学校、地域、職場等に対して、交通事故の実態を踏まえ日常生活に密着した広報を行う。特に社会の基本単位である家庭の果たす役割の大きさに鑑み、交通弱者の保護、飲酒運転の根絶等のため、町広報誌、防災行政無線などの家庭向け広報媒体を積極的に活用し、家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努める。また、各交通安全運動期間中における広報車による町内の巡回やイベントの実施により効果的な広報活動を行う。

### （4）交通安全に関する交通安全団体等の主体的活動の推進

#### 1）交通安全対策協議会の強化

御浜町交通安全対策協議会は、交通安全運動の推進母体として、この会議を構成する関係行政機関及び、各種団体を通じて広く町民の意識を行政に反映させるとともに町民の理解と協力のもとに効果的な交通安全対策を推進することを目的としている。したがって、交通安全計画を円滑に実施するため、この交通安全対策協議会を効果的に活用する。

## 2) かもしかクラブ及び交通安全母の会育成強化

家庭における交通安全を目的として、各保育所保護者で組織されている「かもしかクラブ」及び各小学校PTAで組織されている「御浜町交通安全母の会」の組織をさらに充実、強化し、保護者の交通安全意識の高揚を図ることにより、地域ぐるみの活動を展開する。さらに「南牟婁郡交通安全母の会連合会」を通じて、相互の連携を深め、南牟婁郡内における保護者の交通安全活動の充実強化を図り、交通安全教育を推進する。

## 3) 御浜町老人クラブ連合会の交通安全意識の高揚

老人クラブの交通安全に対する活動をさらに充実、強化し、高齢者の運転者教室等各種講習、行事への積極的な参加により、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。

## 3 被害者の救済対策

### 救助、救急体制の整備

交通事故発生の増加に伴い、救助・救急体制の整備は最も重要である。当町における救助・救急体制は、平成10年4月1日より熊野市消防本部への委託による常備化を行い、熊野市消防本部御浜分署による救急業務が開始され、より迅速な救助活動が行われるようになっている。

引き続き、救急隊員のより一層の資質の向上を図るとともに、医療機関その他の関係機関との連携体制の強化を図り、事故現場における緊急通報体制の整備を推進する。

また、平成24年2月1日より三重県においてドクターヘリの運航が開始され、緊急の救急搬送等において非常に有効であることから、事故が起きた際の救急体制の強化をさらに推進する。



## 参考資料

～御浜町の交通事故発生状況～

(平成23年～平成27年)

## 事故の発生状況

紀宝警察署管内

(単位：件)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人身事故	59	64	62	42	52
物損事故	360	322	331	333	330
計	419	386	393	375	382

御浜町内

(単位：件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人身事故	34	22	32	26	34
物損事故	169	147	161	157	162
計	203	169	193	183	196

## 飲酒運転事故件数

(単位：件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
紀宝警察署管内	/	2	0	0	3
御浜町内	/	1	0	0	1



**死亡事故件数（死者数）**

(単位：件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
紀宝警察署管内	0	0	1 (1)	5 (5)	1 (1)
御浜町内	0	0	1 (1)	3 (3)	0

**高齢者死者数（65歳以上）**

(単位：件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
紀宝警察署管内	0	0	1	4	0
御浜町内	0	0	1	3	0

**高齢運転者による人身事故件数（65歳以上 原付以上 第1当事者）**

(単位：件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
紀宝警察署管内	13	26	19	11	13
御浜町内	9	8	10	7	6

高齢運転者による死亡事故件数（65歳以上 原付以上 第1当事者）

（単位：件）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
紀宝警察署管内	0	0	1	1	0
御浜町内	0	0	1	1	0

運転免許証自主返納者数

（単位：件）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
紀宝警察署管内	15	18	20	33	38
御浜町内	3	4	8	9	16